周南市地方就職学生支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者の地方移住を促進するため、東京圏の大学又は大学院 (以下「大学等」という。)を卒業後、本市への移住に伴って県内企業等に就職 する学生を支援することを目的とした周南市地方就職学生支援金(以下「支援 金」という。)の交付に関し、周南市補助金等交付規則(平成15年周南市規則第 46号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の区域のうち、別表1に規定する条件不利地域等を除いた区域をいう。
 - (2) 転入 本市に住居を移し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき住民登録することをいう。

(対象者要件)

- 第3条 支援金の交付の対象となる者は、申請時において、次に掲げる要件を全て満たす者(以下「対象者」という。)とする。
 - (1) 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 大学等の卒業又は修了年度において、東京都内に本部のある大学等の東京圏内のキャンパスに在学(原則4年以上、大学院については原則2年以上)し、当該大学等を卒業又は修了していること。ただし、採用面接又は採用試験(以下「採用試験等」という。)に係る経費(以下「交通費」という。)については、卒業又は修了年度において卒業又は修了する見込みである場合も対象とする。
 - イ 大学等の卒業又は修了年度において、東京圏内に継続して在住している

こと。

- (2) 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 本市に転入したこと。ただし、交通費については、山口県内に所在する 企業等に就職することが内定している場合も対象とする。
 - イ 申請時において、大学等を卒業又は修了した日から1年以内かつ就業を 開始した日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する 場合は、申請時において、就業を開始する予定日の前1年以内であること。
 - ウ 支援金の申請があった日から5年以上、本市に継続して居住する意思を 有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業又は修 了した後に第4号の要件を満たす企業等に就職し、本市に転入する意思を 有していること。
- (3) その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - イ 日本人であること又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
 - ウ その他市長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (4) 就職先等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 勤務地が山口県内に所在し、本市からの通勤が可能なこと。
 - イ 第1号アの要件を満たす大学等を卒業又は修了してから1年以内に就職 していること。
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第 122号)に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を 営む者でないこと。

- エ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等ではないこと。
- オ 官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法 人を除く。)ではないこと。
- カ 1週間の所定労働時間が20時間以上の無期雇用契約に基づいて就職する 見込みであること。

(対象経費及び支援金の額)

- 第4条 支援金の対象経費は、企業等の採用試験等にあたり、公共交通機関を利用して往復した際の交通費及び就職時に本市に引っ越しを行う際の移転費とする。
- 2 支援金は、予算の範囲内において交付し、その額は別表2に定める額とする。 なお、支援金の交付にあたっては、企業等から交通費及び移転費の支給を受けて いない場合に限る。
- 3 支援金の申請は、交通費及び移転費それぞれ対象者につき1回限りとする。

(支援金の交付申請)

- 第5条 対象者は、卒業又は修了した日から1年以内かつ就業を開始した日から1年以内(ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業を開始する予定日の前1年以内)に、周南市地方就職学生支援金交付申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 共通の書類
 - ア 写真付き身分証明書の写し
 - イ 就業証明書(別記様式第2号)又は内定証明書(別記様式第2号の2)
 - ウ 交通費、移転費の領収書の写し
 - エ 住民票の写し等移住元の住所が分かる書類
 - オ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- (2) 在学中に交通費を申請する場合に提出が必要な書類 在学証明書(卒業又は修了学年である確認が取れるもの。学年の記載がない 場合には、発行済みの証明書に加筆・押印(公印)すること。)
- (3) 大学等を卒業又は修了した後に申請する場合に提出が必要な書類 卒業又は修了証明書(卒業又は修了した日から1年以内のもの)

(支援金の交付決定等)

第6条 市長は、申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正 と認めるときは、当該申請書の提出があった日から14日以内に支援金の交付の決 定を行い、周南市地方就職学生支援金交付決定通知書(別記様式第3号)により 当該申請をした者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第7条 支援金は、前条の規定により支援金の交付の決定を受けた対象者(以下「交付決定者」という。)からの周南市地方就職学生支援金交付請求書(別記様式第4号)の提出による請求に基づき交付するものとする。

(報告等及び是正のための措置)

第8条 市長は、当該事業の遂行に関し必要があると認めるときは、対象者又は交付決定者に対して必要な報告を求め、若しくは調査を行い、又はこれに適合させるための措置を求めることができる。

(支援金の交付決定の取消し及び返還命令)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号に掲げる返還金の区分に応じ、当該各号に 該当する場合は、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、周南市地方就 職学生支援金返還請求書(別記様式第5号)により、期限を定めてその返還を請 求するものとする。ただし、企業等の倒産、災害、交付決定者の病気その他のや むを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

- ア 支援金の申請内容が虚偽であること、居住や就業の実態がないこと等が明 らかになったとき又は前条の規定による求めに応じなかったとき。
- イ (在学中に交通費を申請する場合)支援金を申請した日から1年以内に要件を満たす企業等への就業を行わなかったとき。
- ウ (在学中に交通費を申請する場合) 支援金の申請時において既に本市に住 民票がある場合を除き、支援金を申請した日から1年以内に本市へ転入しな かったとき。
- エ 要件を満たす企業等への就業開始日から1年を経過する前に退職したとき。 (退職日から3月以内に第3条第4号の要件を満たす県内の別の企業等に就職する場合を除く。)
- オ 支援金の申請があった日、転入日又は要件を満たす企業等への就業を開始した日のいずれか遅い日から3年を経過する前に市外へ転出したとき。

(2) 半額の返還

申請があった日、転入日又は要件を満たす企業等への就業を開始した日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に市外へ転出したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和6年7月19日から施行し、令和6年6月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

都県名	条件不利地域等		
東京都	檜原村 奥多摩町 大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅 村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村		
埼玉県	秩父市 飯能市 本庄市 越生町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 横瀬町 皆野町 小鹿野町 東秩父村 神川町		
千葉県	銚子市 館山市 勝浦市 鴨川市 富津市 いすみ市 南房総 市 栄町 多古町 東庄町 芝山町 横芝光町 白子町 長柄 町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町		
神奈川県	三浦市 山北町 箱根町 真鶴町 湯河原町 清川村		

別表2 (第4条関係)

対象経費等		支援金の額
交通費	(1) 山口県内で採用試験 等が開催された場合	2万円(定額)
	(2) 山口県外で採用試験 等が開催された場合	交通費の実費の2分の1の額と2万円のいずれか低い額(100円未満の端数切捨て)
移転費		移転費の実費と11万円のいずれか低い額 (1,000円未満の端数切捨て)